

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業名	令和 3 年度体験型・周遊滞在型コンテンツ開発支援補助金交付要綱
補助事業の目的	地域資源を体験型・周遊滞在型コンテンツに育て、磨き上げる取組に対し支援を行うことにより、県内へのさらなる誘客促進を図るとともに、持続可能で適切な経済が域内をめぐり住民が「幸せ」に暮らし続けられる地域の実現を目指す。
補助事業の対象となる者	<p>(1) 公益社団法人ひょうご観光本部 (以下「観光本部」という。) が実施する「体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」の対象となったコンテンツ運営事業者</p> <p>(2) 観光本部が実施する「サイクルツーリズム推進事業」において各地域で担い手となる事業者</p> <p>(3) その他、公益社団法人ひょうご観光本部理事長 (以下「理事長」という。) が特に必要と認める者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業計画書 (別紙 1) に基づき、当該事業を実施するにあたって必要な経費のうち、別表 2 (補助対象経費) に定めるもの
補助率	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内 (千円未満切捨)</p> <p>※ただし「体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」において重点テーマとして選定された事業者は、補助対象経費の 2 / 3 以内 (千円未満切捨)</p>
補助金の額	<p>1 補助事業者あたり上限 500 千円</p> <p>※ただし「体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」において重点テーマとして選定された事業者は、1 補助事業者あたり上限 1,000 千円</p>
適用除外する条項	_____
その他の事項	_____

別表 2

## 補助対象経費

科 目	項 目	内 容
事業費	謝金 旅費 賃借料・使用料 会場借上料 会場設営・撤去費 広報宣伝費 印刷製本費 通信運搬費 雑役務費 原材料費 備品購入費 消耗品費	本事業を遂行するために必要な経費
委託費	事業に必要な業務を委託する経費	本事業を遂行するために必要な経費
その他の経費	その他、理事長が認める経費	

※ 消費税納税義務者で、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを補助対象外経費として申請すること。

※ 当該事業によって収入が生じる場合、その収入額を補助対象経費から控除する。

また、原則、会議等での弁当代、茶菓、イベント時の出演者賄いなど食糧費は補助対象外とする。

※ 不動産は補助対象としない。

※ 備品は使用耐用期間がおおむね1年以上のもの。本事業においては、取得価格が10万円未満のものに限る。ただし、「サイクルツーリズム促進事業」については、取得価格の上限を30万円未満とする。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 補助事業計画書 (別紙1) 補助事業収支予算書 (別紙2) 団体概要書
	(指定期日) 別途通知に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 別表2 (補助対象経費) の科目欄に掲げる経費相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合
第8条第1項	(添付書類) 1 補助事業変更計画書 (別紙3) 2 補助事業変更収支予算書 (別紙4)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第9条第1項	(報告事項等) _____
第11条	(添付書類) 1 補助事業実績報告書 (別紙5) 2 補助事業収支決算書 (別紙6)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内 (第7条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から10日以内) 又は令和4年3月15日のいずれか早い日